

フィリピンにおける意匠登録出願

制度概要

オンダ国際特許事務所
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

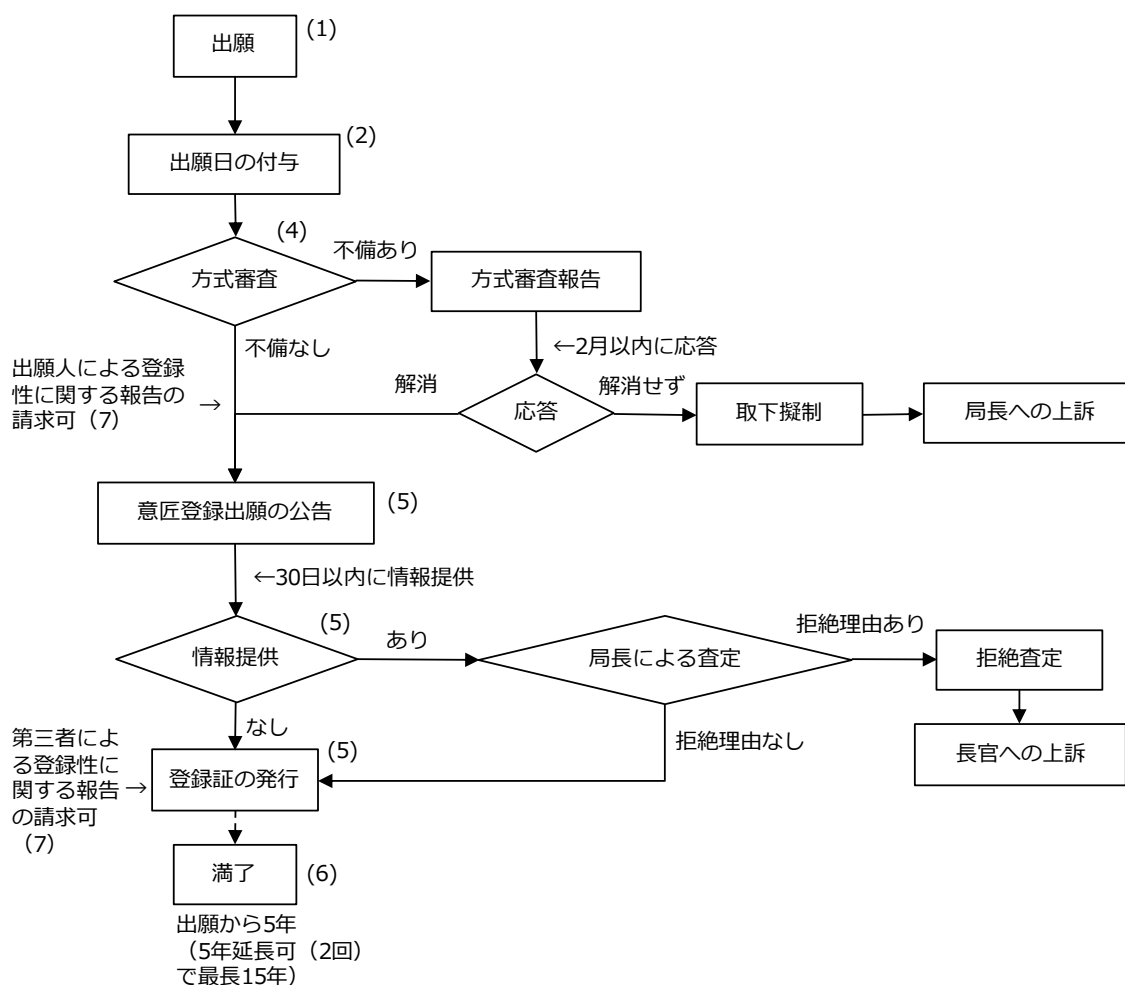
金森晃宏
(弁理士)



特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

■ 意匠登録出願手続の流れ

フィリピンにおける意匠登録出願手続に関するフローチャートを以下に示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



■ 詳細および留意点

(1) 出願

・記載言語は、フィリピン語または英語であり、出願書類には下記のものを含める（知的財産法第 114 条、特許、実用新案および意匠に関する規則 1510）。

(a) 意匠の登録願書

(b) 出願人を特定する情報

(c) 意匠を適用する工業上の物品または手工芸品の種類の表示

(d) 保護を求める特徴を明確かつ十分に開示する、工業上の物品または手工芸品に適用した意匠の図面、写真または適当な図形表示の方法による当該工業上の物品または手工芸品の表示

(e) 創作者の名称および住所、または出願人が創作者でない場合は意匠の登録を受ける権原を示す陳述

・先の出願に基づく優先権を主張する場合、最初の出願がなされた日から 6 月以内にフィリピンに出願し、フィリピンへの出願日から 6 月以内に先の出願国での出願の認証謄本を英語での翻訳文とともに提出しなければならない（知的財産法第 119 条で準用する同法第 31 条）。

・2 以上の意匠を 1 の出願の対象とすることができる。ただし、それらは、国際分類の同一のサブクラスに属するかまたは同一の組物若しくは構成物品に係るものでなければならない（知的財産法第 115 条、特許、実用新案および意匠に関する規則 1515）。

(2) 出願日の付与

・意匠の出願日は、出願人を特定することができる表示、および意匠を具現化した物品の表示または絵による物品の表示をフィリピン知的財産庁が受領した日とされる（知的財産法第 116 条）。

(3) 登録要件

・意匠登録を受けるためには、新規性または装飾性が必要である（知的財産法第 113 条）。新規性については、優先日または出願日の前 12 月の新規性喪失の例外

の適用（グレースピリオド）が認められる（知的財産法第 119 条で準用する同法第 25 条）。

・ある技術的な結果を得るための主として技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠または公の秩序、公衆衛生もしくは善良の風俗に反する意匠は、保護されない（知的財産法第 113 条）。

（4）方式審査

・出願日が付与されると、審査官により方式要件を満たすか否かの審査が行われ（知的財産法第 116 条）、方式審査報告が出願人に送付される（特許、実用新案および意匠に関する規則 1506）。

・出願人は、方式審査報告を受領してから 2 月以内に出願を補正することができる。出願が方式要件を満たさない場合は、方式審査報告の郵送日から 2 月経過した時点で、取下げられたものとみなされる（同規則 1507）。この決定に不服がある場合には、フィリピン知的財産庁特許局の局長に対して不服を申立てることができる（同規則 1509）。

（5）意匠登録出願の公告および登録証の発行

・意匠登録出願は、方式審査後、フィリピン知的財産庁が発行する公報により公告される（特許、実用新案および意匠に関する規則 1517）。

・何人も、意匠登録出願の公告から 30 日以内に、意匠登録出願の登録性に関する不利な情報を提供することができる（同規則 1701）。局長は、不利な情報が提供された場合、当該意匠を登録するか否かを決定する。局長が意匠登録出願を拒絶した場合、出願人は、長官に不服申立てをすることができる（同規則 1702）。

・意匠登録出願が全ての方式要件を満たし、特許局が公告から 30 日以内に不利な情報を受領しなかった場合には、意匠登録出願の登録を認め、登録証を発行する（知的財産法第 117 条、特許、実用新案および意匠に関する規則 1703、1800）。

(6) 存続期間

・意匠登録の存続期間は、出願日から5年である。意匠登録は、更新料を納付することにより、2回を超えない各5年の引き続く期間について更新することができる。更新料は、登録期間の満了前12月以内に納付しなければならない。ただし、満了後であっても割増料を納付することにより更新料の納付に6月の猶予期間が与えられる（知的財産法第118条）。

(7) 登録性に関する報告

・出願人または司法的および準司法的機関を含む第三者は、意匠クレームの登録性に関する報告を請求することができる（特許、実用新案および意匠に関する規則1901）。報告には、新規性に関する意匠クレームの有効性を判断する上での助けとなるように、関連する先行技術に関する書類の引用および関連性の程度についての記述が含まれる（同規則1902）。

・登録性に関する報告は、手数料の納付を条件として、請求を受けてから2月以内に提供される（同規則1903）。

■ ソース

フィリピン知的財産法

フィリピン特許、実用新案および意匠に関する規則

フィリピン知的財産庁ウェブサイト

(<http://www.ipophil.gov.ph/services/design/application-process-flow-chart>)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)